

軽井沢国際日本語学校 学則

KARUIZAWA INTERNATIONAL JAPANESE LANGUAGE SCHOOL



〒389-0207

長野県北佐久郡御代田町馬瀬口 1497 番地 17

TEL : 0267-31-0097

HP : <https://karuizawaschool.org/>

軽井沢国際日本語学校 学校規則

2025 年 4 月 1 日策定

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本規則は、本学校の認定日本語教育機関認定課程において学習する者に対する日本語教育について定める。

(目的)

第 2 条 本学校は、高い日本語能力を備えた理工系人材を育成し、日本の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 3 条 本学校は、軽井沢国際日本語学校と称する。
英語名は、Karuizawa International Japanese Language School という。

(所在地)

第 4 条 本学校は、長野県北佐久郡御代田町馬瀬口 1497 番地 17 に置く。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員および休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第 4 条 本学校のコース、修業期間、収容定員は、次表のとおりとする。
ただし、校長が必要と認めた場合は、各コースの収容定員及びクラス数を振り替えることができる。

部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第 1 部 (午前)	理系進学 2 年コース	24 か月	40 名	2 クラス	4 月期生 40 名
	理系進学 1 年 6 か月コース	18 か月	20 名	1 クラス	10 月期生 20 名
小計			60 名	3 クラス	
第 2 部 (午後)	理系進学 2 年コース	24 か月	20 名	1 クラス	4 月期生 20 名
	理系進学 1 年 6 か月コース	18 か月	20 名	1 クラス	10 月期生 20 名
小計			40 名	2 クラス	
合計			100 名	5 クラス	

※1 日あたりの授業時間を 4 時間とし、週当たりの授業時間は 20 時間とする。

ここでいう授業時間は 45 分とする。

(始期・終期・学期)

第6条 本学校の理系進学2年コースは、4月から始まり、翌々年の3月までとする。
理系進学1年6か月コースは、10月から始まり、翌々年の3月までとする。

2 前項の期間を分けて次の学期とする。

- ① 4月期：4月1日から9月30日まで
- ② 10月期：10月1日から3月31日まで

(休学日・授業時間数)

第7条 休業日は、原則として次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- ③ 下記に示す長期休業期間
 - 1) 春季休業日（3月下旬から4月上旬まで）
 - 2) 夏季休業日（7月下旬から8月下旬まで）
 - 3) 秋季休業日（9月下旬から10月上旬まで）
 - 4) 冬季休業日（12月下旬から1月上旬まで）
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。また、校長が認めた場合は、休学日を時臨に変更または指定ができる。

(授業の終始時刻・授業時間数)

第8条 学習日は毎週月曜日から金曜日とする。

2 授業時間は次のとおりに行う。

- ① 第1部（午前）09:00～12:30
- ② 第2部（午後）13:30～17:00

3 校長は災害や緊急の事情があると判断した場合は、臨時に授業を行わないことができる。

4 1単位時間は45分とし、1週間を20単位とする。また1年間の授業時間数が760単位時間以上になること、理系進学2年コースにおいては1600単位時間、理系進学1年6か月コースにおいては1200単位時間以上になるよう年間の授業日を定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価および課程修了の認定

（教育課程）

第9条 本学校には、以下の表の項の第一欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、レベル及び時間単位数はそれぞれ第二欄から第六欄までに掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	レベル	単位時間数
理系進学2年コース	2年	B2	60名	初級	400時間
				中級	400時間
				中上級	400時間
				上級	400時間
理系進学1年6か月コース	1年6か月	B2	40名	中級	400時間
				中上級	400時間
				上級	400時間

（学習の評価）

第10条 本学校における学習の評価は、A、B、C、D、Fの5段階評価とし、学期ごとに行う。

2 学習の評価は、以下の2種類とする。

① 中間評価：学期途中（教科書の切り替わりのタイミング等）に実施する評価

② 学期末評価：各学期末に実施する評価

3 ライティング、リーディング、リスニング、インタラクション、デリバリースキル、PBL、キャリア、EJU対策の科目ごとに評価し、その平均評価を総合成績とする。

（各科目の評定を点数化し、各科目の合計を8で割る。また、小数点以下は四捨五入する。

さらに、その点数をアルファベット【A・B・C・D・F】に変換したものを総合成績とする。）

4 評価の基準は、試験評価、パフォーマンス評価、提出物評価、自己評価、他者評価、提出物、報告レポート、ポートフォリオ評価を用いる。

各科目の詳細な成績判定基準については、入学時オリエンテーション及びレベル開始時授業内オリエンテーションにおいて生徒に説明するものとする。

5 各科目の成績

評定	達成率	進級判定
A	90%以上	合格
B	80%以上 90%未満	合格
C	70%以上 80%未満	合格
D	60%以上 70%未満	合格
F	60%未満	不合格

6 中間評価における不合格者への対応措置

中間評価（漢字テスト、小テスト等）において不合格（判定：F、60%未満）がある生徒に対しては、以下の支援措置を実施する。

- ① 個別面談：月 2 回、1 回 1 時間実施
- ② 補習授業：週 3 回、1 回 1 時間実施

（備考）

支援措置を実施した場合であっても、中間評価で判定された成績（点数）は変更されない。

追試験は実施しない。支援措置は、生徒の学習内容の理解を深め、その後の学習において改善を図ることを目的とする。

7 学期末評価における不合格者への対応措置

学期末評価において不合格科目（判定：F、60%未満）がある生徒に対しては、期末試験の成績を鑑み、不合格科目について学期休み中に集中補講を実施する。

集中補講は、1 科目あたり 1 回 1 時間、8 科目分、5 日間実施するものとし、生徒の意向に関係なく必須参加とする。正当な理由なく欠席した場合は、校長と主任教員が面談を実施し、指導を行う。

（備考）

集中補講を実施した場合であっても、学期末評価で判定された成績（点数）は変更されない。追試験は実施しない。

8 これらの支援措置は、主任教員が取りまとめ、本務等教員または非常勤講師が実施する。

支援措置の実施状況及び生徒の学習改善状況については、記録を作成し、次学期以降の指導に活用するものとする。

（修了の認定）

第 11 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目に基づいて第 10 条に定める学習の評価を行い、以下の要件を満たした者については、本学校の課程の修了を認定する。

次の 3 つの条件を全て満たす場合、修了を認定する。

- ① 各学期の総授業時間数に対して出席率が 80%以上であること
- ② 最終学期の総合成績が D 以上であること
- ③ 学習ポートフォリオの提出

（備考）

（1）最終学期において一部の科目が F（60%未満）であっても、8 科目の総合成績が D 以上であれば修了を認定する。逆に、最終学期の総合成績が F（60%未満）の場合は修了を認定しない。

（2）追試験は実施しない。ただし、病気その他やむを得ない事由により期末試験を欠席した場合は、校長の判断により指定の期間内に代替試験を実施することができる。

2 校長は、本学校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

3 コース修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で退学した者に対して、校長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

第4章 教員及び職員組織

（教職員組織）

第12条 本学校に、次の教員及び職員を置く。

- （1）校長
- （2）主任教員
- （3）教員 5名以上（うち、主任教員を含む本務等教員3名以上）
- （4）生活指導担当者 3名以上（うち、本務等教員2名以上）
- （5）事務職員 1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

（校長及び主任教員）

第13条 校長は、本学校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

- 2 主任教員は、校長が事故等により職務が遂行できない場合は、その職務を一時的に代理し、その職務を行う。

（主任教員）

第14条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

（教員会議）

第15条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長が主宰する。

第5章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

（入学資格）

第16条 本学校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- ① 日本語の学習と理工系の高等教育機関への進学を目的とする者。
- ② 外国において12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了した者。
- ③ 本人あるいは家族が入学後の生活や学費等の経費を支弁できる者。
- ④ 本邦における不法滞在歴・本邦あるいは自国での犯罪歴のない者。
- ⑤ 日本語能力については以下を基準とする。

【理系進学2年コース】

N5レベル（参照枠：A1）以上の能力を有している者。

【理系進学1年6か月コース】

N4レベル（参照枠：A2）以上の能力を有している者。

（入学希望者への情報提供）

第17条 本学校への入学希望者に対しては、募集要項及びパンフレット、ホームページ等によって広報を行う。入学許可をする際には、入学までの手続きおよび学費等の返金規定等の周知を行い、過程を記録し保管する。

（入学手続き）

第18条 本学校への入学手続きは、以下の通りとする。

- ① 入学願書の提出。
- ② 選考試験の実施、合格者には入学許可書の交付をする。
- ③ 本学校は在留資格認定証明書の申請を行い、在留資格認定証明書が交付された場合は入学予定者に通知を行い、入学予定者は期限までに学費の納入を行い留学査証の申請をし入学する。

（休学・復学）

第19条 生徒が疾病その他の正当な事由によって7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第20条 途中で転学を希望する者は、その事由を記載した退学願いを届け出て、校長の許可を受けなければならない。

（退学）

第21条 途中で退学を希望する者は、その事由を記載した退学願いを届け出て、校長の許可を受けなければならない。

（表彰）

第22条 下の他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

- 2 表彰は、年度を通じて成績優秀だった者、在籍期間中に無遅刻無欠席だった者に対して行う。
- 3 賞罰は、賞罰委員会の議を経て、校長がこれを行う。

（懲戒処分）

第23条 生徒が、本学校規則その他本学が定めた諸規則を守らず、留学生の本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の2種類とする。

- 3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- ① 日本国の法律に違反した者
 - ② 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
 - ③ 出入国管理及び難民認定法に違反し行政から処分を受けた者
 - ④ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ⑤ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ⑥ 正当な理由なく出席が常でない者
 - ⑦ 学校の秩序を乱し、その他法令に違反する等留学生としての本分に反した者
 - ⑧ 学生納付金の納入を2か月以上怠り、督促を受けてなお納入しない者
 - ⑨ 長期にわたり連絡の取れない者
 - ⑩ 生徒の不正入学、虚偽の申告等（学歴、犯歴、心身の健康状態等）が判明した場合
- 4 前項の除籍を決定する際は校長による懲罰委員会を開催する。
- 5 懲罰委員会は校長、主任教員、事務長から構成される。

（変更の届出）

第24条 何らかの理由で、本学校に届け出ている住所、在留期間、在留資格、アルバイト先などに変更があった場合は、可及的速やかに届け出なければならない。また住所変更は14日以内に、所在地の区、市役所、出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

（災害時における学習継続の措置）

第25条 本学校が災害により日本語教育を継続することが困難となった場合、あらかじめ定めている支援フローに基づき、提携している転学先を紹介するなど学生の日本での学習の継続に努めるものとする。

第 6 章 学生納付金等

（学生納付金）

第 26 条 本学校の学生納付金は、次のとおりとする。

単位 円、各項目に消費税が加算されます。

	入学時初年度 各コース共通	次年度 理系進学 2 年コース	次年度 理系進学 1 年 6 か月コース
検定料	20,000 円	なし	なし
入学金	50,000 円	なし	なし
授業料	600,000 円	600,000 円	300,000 円
施設費	50,000 円	50,000 円	25,000 円
設備費	50,000 円	50,000 円	25,000 円
教材費	30,000 円	30,000 円	15,000 円
課外活動費	15,000 円	15,000 円	7,500 円
保険料	10,000 円	10,000 円	5,000 円
健康管理費	5,000 円	5,000 円	5,000 円
合計	830,000 円	760,000 円	382,500 円

【注意事項】

1. すべての送金手数料は自国内、日本国内分ともに申請者の負担とする。
2. 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 校長は、特別の事由がある場合は、第 1 項の規定にかかわらず、授業料の全部又は一部を減免することができる。

（納付金の納入）

第 27 条 検定料、入学金、授業料を含める他の費用は 1 年分を前納し、所定の期日までに納入しなければならない。

（納付金の滞納）

第 28 条 学生が正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、第 26 条に定める学生納付金を 2 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は当該学生に対して除籍を命ずることができる。

(納付金の返還)

第29条 納入された検定料、入学金、学費および施設費等の諸費用の返金については、以下の通りとする。

- (1) 在留資格認定証明書が不交付の場合は、検定料を除く全納入金を返還する。
- (2) 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合は、検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要とする。
- (3) 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず來日できなかった場合は、検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができる書類の提出が必要とする。
- (4) 入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合は、入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、検定料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却が必要とする。
- (5) 入学後に途中で退学した場合、1年を以下の4期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に分け、退学した期の「次の期」以降にあたる、すでに納めた学費や施設費などを返還する。ただし、退学した期の分は返金しない。
(例：5月に退学した場合は、7月以降の既に支払った費用を返金)
- (6) 除籍の場合
入学検定料、入学金、授業料およびその他の費用は返金しない。

第7章 雑則

(寄宿舎)

第30条 寄宿舎に関する事項は、別に寮則として定める。

(健康診断)

第31条 学生および教職員の健康診断は、毎年1回実施するものとする。

附則

本学校規則は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。